

福祉 障がいのある人や家族に対する、さまざまな福祉サービスがあります

☎ 福祉課 福祉係 ☎ (232) 4913

町は、障がいのある人や家族に対し、さまざまな支援を行っています。今回は、支援事業の内容をご紹介します。利用されるときの手続きや負担などについては、お問い合わせください。

○移動支援事業

障がいのある人に対し、外出のための支援を行うものです。

○日中一時支援事業

障がいのある人に対し、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るものです。

○日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の費用の一部を助成するものです。

○訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人に対し、移動入浴車での訪問により在宅の人の入浴サービスを提供するものです。

○自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がいのある人に対し、自動



きくよう地域生活支援センターでの栄養バランス学習会

○特別障害者手当

(月額26,260円)

在宅で心身に重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給します。

※特別障害者手当には所得制限があります。施設などに入所している人、病院または診療所に3カ月を超えて入院している人には支給されません。

○特別児童扶養手当

心身に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する人に、障がいの程度に応じて支給されます。

・手当1級(月額50,550円)
・手当2級(月額33,670円)

※特別児童扶養手当には所得制限があります。対象となる児童が、児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

○自立支援医療(育成医療)

18歳未満の児童で、現在身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対し、手術などの治療によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その医療費の一部を公費で負担するものです。

○自立支援医療(更生医療)

身体障がいのある人で、手術などの治療により障がいの程度を軽くしたり、障がいを取り除いて日常生活や職業能力を高めたりすることができると認められる場合に、その医療費の一部を公費で負担するものです。

○自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患を有する人が、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状がある場合に必要な医療費の一部を公費で負担するものです。

○重度心身障害者医療費助成

重度の心身障がいの人が各種健康保険で医療を受けた場合に、その自己負担の一部について町が助成するものです。

〈助成対象者〉

- ・身体障害者手帳1級か2級をお持ちの人の人
- ・療育手帳A1かA2をお持ちの人の人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人の人
- ・経過福祉手当を受けるに相当する障がいをお持ちの人の人

○補装具費

身体障がいのある人で、障がいにより失われた身体機能を補い、日常生活を円滑に行うために必要な、補装具の購入や修理に要する費用の一

車運転免許の取得と自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚や言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者などの派遣を行うものです。

○手話奉仕員養成事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するものです。

○成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用するために成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するものです。

○介護給付費

介護が必要な人に対し、次のサービスがあります。

- ・居宅介護
- ・生活介護
- ・重度訪問介護
- ・短期入所
- ・同行援護
- ・共同生活介護
- ・行動援護

○聴覚障がい児補聴器購入助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度などの聴覚障がいのある難聴児に対し、教育、言語訓練、日常生活の利便性向上のため、補聴器の購入費用の一部を助成するものです。

○小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患児に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の費用の一部を助成するものです。



▲きくよう地域生活支援センターでの料理教室の様子

次の事業については、利用料は無料です。利用したいときは、直接お問い合わせください。

○地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、創作的活動など日中活動の場の提供や、地域との交流を促進するものです。

■問い合わせ

きくよう地域生活支援センター
(菊陽病院内) ☎ (232) 8518

○相談支援事業

障がいのある人やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うものです。

■問い合わせ

相談支援センター SUN
(福祉支援センター内) ☎ (227) 7010
きくよう地域生活支援センター
(菊陽病院内) ☎ (232) 8518

○身体・知的障がい者相談員

町は、身体・知的障がいのある人の相談に応じ、生き生きとした社会生活を送ることができるよう支援するため、身体・知的障がい者相談員を設置しています。

■問い合わせ

身体障がい者相談員(荒木貞子さん) ☎ (338) 6410
知的障がい者相談員(田尻貴子さん) ☎ (232) 3879

○障害児福祉手当

(月額14,280円)

在宅で心身に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の児童に支給します。

※障害児福祉手当には所得制限があります。施設などに入所している人、病院または診療所に3カ月を超えて入院している人には支給されない場合があります。

- ・施設入所支援
- ・療養介護
- 訓練等給付費
訓練などの支援が必要な人に対し、次のサービスがあります。
- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・共同生活援助

○障害児通所支援

障がいのある18歳未満の児童に対し、「療育」を目的とした次のサービスがあります。

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援